

○総務省告示第二百六十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百五十六条第六項の規定に基づき、政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年自治省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十日

総務大臣 新藤 義孝

第八条中第九項を第十項とし、第五項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5 第三項の場合において、当該参議院名簿届出政党等等から字幕番組（テレビジョン放送において送られる音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができ放送番組をいう。以下この項において同じ。）とするよう申込みがあつたときは、日本放送協会は、録画した政見を字幕番組とするものとする。ただし、この規程又はこの規程に基づく定めに違反する当該参議院名簿届出政党等等については、日本放送協会は中央選挙管理会と協議の上、字幕番組としないことができる。

別表第一中

愛知県

中京テレビ放送株式会社

中部日本放送株式会社

を

愛知県

中京テレビ放送株式会社

株式会社CBCラジオ

に、

三重県

三重テレビ放送株式会社

中部日本放送株式会社

を

三重県

三重テレビ放送株式会社

株式会社CBCラジオ

に、

「アール・ケー・ビー毎日放送株式会社」を「RKB毎日放送株式会社」に、「株式会社ティー・ヴィー・キュー九州放送」を「株式会社TVQ九州放送」に改める。

別表第二中

北関東及び東京都

株式会社テレビ東京

改める。

附 則

1 この規程は、告示の日から施行する。

2 改正後の政見放送及び経歴放送実施規程の規定は、この規程の施行の日（以下この項において「施行日

北
関
東

東
京
都

株式会社TBSテレビ
株式会社フジテレビジョン
日本テレビ放送網株式会社
株式会社テレビ朝日
株式会社TBSテレビ
株式会社フジテレビジョン
日本テレビ放送網株式会社
株式会社テレビ朝日
株式会社TBSテレビ
株式会社フジテレビジョン
日本テレビ放送網株式会社
東京メトロポリタンテレビジョン株式会社

に

を

「という。」以後初めてその期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。